宮崎市の介護保険料額　　【第７期　⇒　第８期】

所得段階	第７期（平成30年度～令和2年度）					第８期（令和3年度～令和5年度）				
	対象者			基準額に対する割合	保険料額（年額）	対象者			基準額に対する割合	保険料額（年額）
第１段階	生活保護受給者			H30 0.45 R１ 0.375 R２ 0.30	H30 30,700 R１ 25,600 円 R２ 20,500	生活保護受給者			0.30	22,100 円
	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		
第２段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	H30 0.70 R１ 0.60 R２ 0.50	H30 47,800 R１ 41,000 円 R２ 34,200			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.50	36,900 円
第３段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	H30 0.75 R１ 0.725 R２ 0.70	H30 51,300 R１ 49,500 円 R２ 47,800			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	51,600 円
第４段階		市民税課税の人がいる世帯	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	58,100 円		市民税課税の人がいる世帯	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	62,700 円
第５段階（基準額）			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00（基準額）	**68,400 円**			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00（基準額）	**73,800 円**
第６段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が125万円未満	1.20	82,000 円	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が125万円未満	1.20	88,500 円
第７段階			本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.35	92,300 円			本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満	1.35	99,600 円
第８段階			本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.55	106,000 円			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.55	114,300 円
第９段階			本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.65	112,800 円			本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.65	121,700 円
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.95	133,300 円			本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.95	143,900 円
第11段階			本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.05	140,200 円			本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.05	151,200 円
第12段階			本人の合計所得金額が800万円以上	2.15	147,000 円			本人の合計所得金額が800万円以上	2.15	158,600 円